

対象国	ミャンマー	
情報名	新投資法の運用開始	
規制種別	投資法	
施行日	-	
規制番号(新・改正)	Myanmar Investment Law (The Pyidaungsu Hluttaw Law No.40/2016) 他	改正
ニュースソース	森・濱田松本法律事務所(担当:武川 丈士)	

ニュースレター

弊行では、海外の金融や外国投資などに関する重要な新規定・規制変更についての情報のアップデートやタイムリーな情報提供を目的とした、『SMBC Breaking News』の発信を開始しました。

本号では、ミャンマーの新投資法についてお届けします。ミャンマーの新投資法については、最近、同法の施行に関する詳細事項を規定した投資規則や外資規制の概要を定めたネガティブリスト等、各種細則が順次公布されており、実際に運用開始される段階に入りました。以下より、森・濱田松本法律事務所の執筆による新投資法の紹介となりますので、ご参考ください。

新投資法及び主要な関連細則の参考訳を掲載しているミャンマーの投資企業管理局サイト内の各アドレスを最終頁に記載していますので、あわせてご参照ください。

<森・濱田松本法律事務所>

1. はじめに

ミャンマーにおける投資を規制する法律である投資法(Myanmar Investment Law)は2016年10月に制定されましたが、法律の施行に必要な細則が制定されていなかったことから運用ができない状況が続いていました。2017年4月に入り、これらの細則が次々と公布され、いよいよ実際に施行されることになりました。ミャンマー正月(水掛祭り、2017年4月13日~17日)明けから実際の運用が始まります。

投資法はこれまで非常に分かりにくかったミャンマーの外国投資規制を単純化、合理化することを眼目としています。また、外資規制についても一定の規制緩和が図られています。

2. 法規の概要

投資法に関する法規は以下のとおりです。

名称	性質	制定日	概要
●投資法 (Myanmar Investment Law)		2016年10月18日	投資に関する統一ルールを定める法律
●投資規則 (Myanmar Investment Rules)	計画財務省の告示 (Ministry of Planning and Finance Notification No.35/2017)	2017年3月30日	ミャンマー投資委員会(MIC) (注)が投資を審査する詳細な 手続き、その他投資法の施行 に関する詳細事項を規定した もの
●投資ゾーンの指定	MICの告示 (MIC Notification No.10/2017)	2017年2月22日	投資対象地域の発展段階に よって税制上の優遇措置の内 容が異なるところ、そのゾー ン分けを定めたもの
●投資促進業種の指定	MICの告示 (MIC Notification No.13/2017)	2017年4月1日	税制上の優遇措置が与えら れる投資促進業種を定めたもの
●制限業種の指定	MICの告示 (MIC Notification No.15/2017)	2017年4月10日	投資規制・外資規制を適用さ れる業種を定めたもの(ネガ ティブリスト)

(注)ミャンマー投資委員会: MIC (Myanmar Investment Commission)

3. 投資法の特徴

(1) 統一的な投資規制

これまでミャンマーでは投資を規律する統一的なルールは存在せず、個別の法律や明文によらない法律の運用によって外資規制が行われてきました。そのため規制の内容が分かりにくいことや、当局の恣意的な運用が大きな問題となってきました。投資法は、旧ミャンマー内国投資法(ミャンマー人の投資に適用)と旧外国投資法(外国人の投資に適用)を統合し、かつ、全ての投資を規律する統一法として制定されました。これにより、ミャンマーで初めて統一的な投資規制が成立しました。言い換えれば、「投資法を見れば投資規制が分かる」という仕組みが導入されたことになります。

(2) MIC許可の位置付けの変化

旧外国投資法ではミャンマー投資委員会(MIC)の許可を取得することにより土地の長期リース(1年を超えるリース)が可能となり、同時に税制上の優遇措置が与えられました。しかし、MIC許可を得ない(得ることができない)事業であっても土地の長期リースが必要な場合がある一方で、MIC許可を得た全ての事業に税制上の優遇措置を与えるのは行き過ぎであるという問題がありました。投資法ではMIC許可は特に重要な事業に必要とされる許可であると整理される一方で、土地長期リースや税制上の優遇措置はMIC許可とは関係なく一定の手続き(Endorsement手続)(注1)を経ることにより与えられるようになりました。

(注1) 投資法において、土地使用権に関する第12章並びに免税及び減税に関する第18章第75、77及び78条に基づく利益を享受する目的で、ミャンマー投資委員会の“Endorsement”(是認)を取得するための申請。

(3) 投資法における投資規制

以上のような整理がなされた結果、投資法は以下のような構造になっています。まず、投資規制としては主として以下の3種類の規制が存在します。これらはそれぞれ独立したカテゴリーの規制であり、以下の条件に該当する場合には個別に許可を取得したり、条件を満たす必要があります。

① MIC許可が必要な事業

- ✓ 国家にとって戦略的に重要な事業
- ✓ 資本集約的な事業(1億米ドル超のもの)
- ✓ 環境・社会に深刻な影響を与える事業
- ✓ 政府の所有する土地・建物を使用する事業
- ✓ その他MICが指定する事業

② 事業の実施に一定の制限や条件が課される事業(制限事業)(注2)

- ✓ ミャンマー政府のみが行うことができる事業分野 (9事業分野)
- ✓ 外国投資家の参入が禁止される事業分野 (12事業分野)
- ✓ 外国投資家が合弁で営むことができる事業分野 (22事業分野)
- ✓ 監督官庁の許可が必要な事業分野 (126事業分野)

③ 連邦議会の承認が必要な事業

- ✓ MIC許可が必要な事業のうち「国家及び国民の安全、経済、環境及び社会的利益に重大な影響を与え得る重要な投資事業」

(注2) 詳細な条件はネガティブリストに規定されている。

(4) 投資法における優遇措置

旧外国投資法の下ではMIC許可を取得することに土地の長期リースの許可と税制上の優遇措置が得られました。投資法の下ではEndorsement(注3)という新たに創設された手続を申請し、MICの許可により得られます。(注3) 3.(2)ご参照

① 土地長期リースのためのEndorsement

土地長期リースのためのEndorsementは、土地を貸す貸主に所有権があることなどの証明を行うことにより比較的簡単に取得できるようになる見込みです。

② 税制上の優遇措置のためのEndorsement

税制上の優遇措置については、投資促進業種(MIC告示で定められた業種)に対する投資を行う場合にのみ与えられます。また、法人所得税の免税期間は従来は一律5年でしたが、投資法の下では投資を行う地域が低開発地域である場合には7年、中間的な地域である場合には5年、開発が進んだ地域の場合には3年となります(例えば、ヤンゴンは原則的に開発が進んだ地域に分類されています)。従来と比較すると期間・対象とも限定され、税制上の優遇措置は選択的に付与していく姿勢となっていることが分かります。

4. 外資規制の概要(ネガティブリスト)

上記のとおり外資規制は制限事業の一種として規定されています。この内容を詳しく規定したのがネガティブリストです。ネガティブリストには200を超える業種が列挙されているため、その全てを紹介することは困難ですが、ポイントは以下のとおりです。

(1) 外国投資家参入禁止事業(12事業分野)

この中で特に注目されるのは「ミニマート及びコンビニエンスストア」です。「床面積が10,000平方フィート(929平方メートル)を下回るもの」と記載されています。この意味するところが床面積が929平方メートルを下回る小売業であれば外国人に禁止されるのか、それとも「ミニマート及びコンビニエンスストア」に該当し、かつ床面積が基準を下回るもののみを禁止する趣旨なのかは不明です。また、後述のとおり、小売業一般について商業省の許可が必要とされており、それとの関係も不明です。

なお、外国人参入禁止業種については、「ミャンマー会社」でなければ営むことができないとされています(投資規則21条)。ここでいう「ミャンマー会社」は、現時点では株主が100%ミャンマー人の純粋なミャンマー内資会社を意味しますが、会社法が改正された場合には、外国資本の出資割合が35%(予定)までの会社がミャンマー会社と定義される予定です。そのため、新会社法施行後は、外国投資家の参入が禁止される分野であっても、35%(予定)までであれば外国投資家が投資を行うことが可能となる見込みです。

(2) 合弁強制業種（22事業分野）

この中で注目されるのは「居住用アパート及びコンドミニアムの開発、売却及び賃貸」です。従来は不動産開発は広く合弁強制業種とされていましたが、投資法の下ではいわゆるコンドミニアムの開発以外は外資100%での開発が可能となったものと思われます。なお、合弁強制業種については外資の最大出資割合は80%となります（投資規則22条）。

(3) 監督官庁の許可が必要な業種（126事業分野）

様々な業種がここに含まれますが、特に注目されるのは「小売サービス」及び「卸売サービス」に商業省の許可が必要とされたことです。ネガティブリストのドラフトの段階では、一定面積以上の小売は合弁強制事業に含まれており、卸売はリストに記載されていないことから外資に解禁する方針であるとされていたことからすると大きな後退です。小規模な小売は外資参入禁止業種としても列挙されていることとの関係は不明であり、今後大きな課題を残したと言えます。

(4) その他

ネガティブリストにおいてその他に注目すべき点は、リストの末尾に記載された「注」です。この注において、銀行・保険・その他の金融サービスについては別途監督官庁の計画に従って許可される旨が規定されており、ネガティブリストの枠外という扱いになっています。更に注目される点としては、輸出入は商業省の政策に従って行われるとの文言が最終段階で追記されたことです。これにより従来から課題とされてきた外資に対する輸出入が投資法の下で認められるかという点については予断を許さない状況となってきました。

5. おわりに

以上に述べたとおり、投資法はミャンマーにおける外国投資規制を単純化、合理化するものであり高く評価できる内容です。但し、小売業・卸売業に対する規制内容や外資による輸出入の扱いなどは今後の運用を見ないと判断できない部分もあり、こうした部分を中心に運用を見守る必要があります。また、本文で述べたとおり会社法が改正されると更なる規制の緩和が行われる予定です。会社法については現段階では改正時期の見通しが明らかになっていませんが、遅くとも本年中には施行されるものと思われます。

【執筆者紹介】

武川 丈士

森・濱田松本法律事務所(ヤンゴンオフィス・シンガポールオフィス共同代表 パートナー)。1996年東京大学農学部卒業、1998年弁護士登録、2002年カリフォルニア大学デービス校ロースクール(LL.M.)卒業。日本企業によるミャンマー進出、M&A・投資案件に特に豊富な実績を有する。また、日本政府による法整備支援活動を通じてミャンマー証券取引法、経済特区法及び会社法の改正などのミャンマーの法制度・法実務の改善にも積極的に関与している。主な著作として「ミャンマー法務最前線」(商事法務 2016年、共著)など。

◇ミャンマーの新投資法及び主な関連細則

- 投資法 (英語)
http://www.dica.gov.mm/sites/dica.gov.mm/files/document-files/myanmar_investment_law_official_translation_23-1-2017.pdf
- 投資法 (日本語参考訳)
http://www.dica.gov.mm/sites/dica.gov.mm/files/document-files/myanmar_investment_law_no.40_2016_japanese_provisional_translation_161206.pdf
- 投資規則 (英語参考訳)
http://www.dica.gov.mm/sites/dica.gov.mm/files/document-files/mir_english_0.pdf
- 投資ゾーンの指定 / MIC Notification No. 10 / 2017 (英語参考訳)
http://www.dica.gov.mm/sites/dica.gov.mm/files/document-files/zone_notification_102017_unofficial_translation.pdf
- 投資促進業種の指定 / MIC Notification No. 13 / 2017 (英語参考訳)
http://www.dica.gov.mm/sites/dica.gov.mm/files/document-files/promotedsector_notification032017eng_1.pdf
- 制限業種の指定(ネガティブリスト) / MIC Notification No. 15 / 2017 (英語参考訳)
http://www.dica.gov.mm/sites/dica.gov.mm/files/document-files/20170410_eng_42.pdf

(出所) ミャンマー計画財務省・投資企業管理局(Directorate of Investment and Company Administration : DICA) サイト

お問い合わせ先

株式会社 三井住友銀行 グローバル・アドバイザー一部
企画グループ Tel : 03-6706-5616

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。